地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令附則第二条の内閣総理大臣及び厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する健康管理システムは、別表の左欄に掲げる地方公共団体に係る内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

地方公共団体	適用日
北海道室蘭市、北海道苫小牧市、北海道滝川市、北海道登別市、北海道恵庭市、北海道伊達市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道雨竜町、北海道美瑛町、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、北海道大樹町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、青森県新郷村、岩手県奥州市、秋田県秋田市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県会津美里町、福島県新地町、栃木県小山市、埼玉県川越市、埼玉県加須市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県蕨市、埼玉県幸手市、千葉県銚子市、千葉県旭市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県御宿町、東京都中央区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都世田谷区、東京都中野区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県加賀市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県郡上市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県浜松市、静岡県沼津市、静岡県湖西市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県刈谷市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県亀山市、三重県東員町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府宇治市、京都府久御山町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府豊中市、大阪府貝塚市、大阪府八尾市、大阪府高石市、大阪府阪南市、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府田尻町、兵庫県丹波篠山市、兵庫県新温泉町、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県五條市、奈良県山添村、奈良県曽爾村、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県大淀町、奈良県十津川村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県九度山町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県白浜町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町	令和９年４月１日
鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、島根県吉賀町、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県安芸高田市、広島県熊野町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、山口県上関町、山口県平生町、徳島県小松島市、徳島県勝浦町、香川県高松市、香川県東かがわ市、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県高知市、高知県佐川町、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県筑紫野市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県篠栗町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県鞍手町、福岡県東峰村、福岡県川崎町、福岡県みやこ町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県大津町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県姫島村、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県垂水市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県志布志市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県東村、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道釧路市、北海道帯広市、宮城県仙台市、宮城県山元町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県東松山市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県吉川市、東京都品川区、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都稲城市、神奈川県鎌倉市、新潟県新潟市、新潟県柏崎市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、山梨県昭和町、岐阜県高山市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県下呂市、岐阜県揖斐川町、愛知県一宮市、三重県津市、兵庫県明石市、兵庫県市川町、奈良県橿原市、奈良県御所市、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、島根県雲南市、岡山県岡山市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県中間市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県嘉麻市、福岡県みやま市、福岡県宇美町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県苅田町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県唐津市、長崎県対馬市、長崎県西海市、熊本県熊本市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、大分県津久見市、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和10年４月１日
千葉県千葉市、東京都杉並区、京都府京都市、兵庫県西宮市、広島県広島市、広島県福山市、福岡県北九州市	令和11年４月１日
宮城県東松島市、宮城県加美町、静岡県静岡市、愛知県豊田市、兵庫県豊岡市	令和12年４月１日
宮城県村田町、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、石川県小松市、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、大阪府大阪市、長崎県長崎市	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第二百七十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第七条第四号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百二号）附則第二条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第二百四十七号の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎